

指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

令和元年8月1日（木）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電 話 06-6941-0351（内線 4486、4488） F A X 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099
--

大阪府は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したのでお知らせします。

記

1 指定の一部の効力を停止した事業者

- (1) 法人名 株式会社フルライフケア
- (2) 代表者 代表取締役 徳山 善雄
- (3) 所在地 大阪市中央区南本町一丁目2番6号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名 訪問介護事業所フルライフケア門真
- (2) 所在地 門真市柳田町7番20号シェルマンド薩摩203号室
- (3) サービス種別 訪問介護

3 指定年月日

平成29年8月1日

4 指定の効力を停止した期間及び内容

令和元年8月1日から同年10月31日までの間、新規利用者の受入れを停止する。

5 指定の一部の効力を停止した理由

運営基準違反（法第77条第1項第4号に該当）

サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成30年3月13日の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。